

令和 6 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 9 月 3 日

担当部・課：会計管理者会計課〔内線 6 8 3 2〕

① 件 名
収納代理金融機関の指定取消しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、公金収納事務を取り扱う機関として、市内に店舗を有する 1 1 の金融機関を収納代理金融機関に指定している。</p> <p>このうち、株式会社荘内銀行から、業務の見直し及び効率化の一環として、収納代理金融機関の指定取消しの申出があった。</p> <p>【目的】</p> <p>株式会社荘内銀行について、収納代理金融機関の指定を令和 7 年 3 月 3 1 日付けで取り消すもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 7 月 株式会社荘内銀行より収納代理金融機関の指定取消しについての申出
⑤ 主な内容
<p>金融機関の名称及び位置 : 株式会社 荘内銀行 山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号</p> <p>主たる業務を行う店舗及び位置 : 株式会社 荘内銀行 イオン石巻支店（仙台支店内）</p> <p>取消し年月日 : 令和 7 年 3 月 3 1 日</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>株式会社荘内銀行は、イオン石巻支店の移転統合により令和元年に市内店舗での営業を終了しており、窓口納付（本市分）の取扱件数も少ないことから、市民への影響は軽微と思料される。</p> <p>なお、口座振替の利用者については、株式会社荘内銀行より口座振替変更依頼を通知する予定である。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
名取市、多賀城市においても、株式会社荘内銀行から同様の申出があり、指定取消しを行う予定である。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 9 月 収納代理金融機関の指定取消しの告示
⑨ その他
石巻地方広域水道企業団においても、株式会社荘内銀行から同様の申出があり、指定取消しを行う予定である。